

財産分与と競合した共有物分割請求が権利濫用に当たるとされた事例

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和6年9月18日
【事件番号】 令和3年（ワ）第32680号、令和5年（ワ）第5715号
【事件名】 共有物分割等請求事件、同反訴請求事件
【裁判結果】 一部認容、一部棄却、一部却下
【参照法令】 民法256条・768条
【掲載誌】 判時2635号57頁
◆ LEX/DB 文献番号 25617971

広島大学准教授 金 咬妹

事実の概要

X（原告・夫）とY（被告・妻）は、昭和61年に婚姻し、婚姻期間中に3戸のマンション（aマンション〔X持分5分の2・Y持分5分の3〕、bマンション〔各持分2分の1〕、cマンション〔各持分2分の1〕。以下併せて「本件各マンション」という）を取得した。Xは平成18年3月、単身自宅を出て別居を開始した。

別居後、bマンションは第三者に賃貸され、その賃料収益及び住宅ローンはYが管理していた。aマンションはXとYが連帯債務者として住宅ローンを借り入れて購入したものであるが、頭金にはYの特有財産の支出があり、住宅ローンはYが単独で返済していた。aマンションにはYが居住している。なお、XはYとの間で婚姻費用として月額45万円を支払う旨の公正証書を作成したが、その支払を怠り、未払いが累積していた。

Xは、離婚及び離婚に伴う慰謝料等の支払を求める訴訟（以下「離婚訴訟」という）を提起した。第一審は、別居期間を長期化させた有責配偶者であるとしてXの請求を棄却したが、控訴審は離婚を認容し、令和4年6月に離婚が確定した。なお、Xは離婚訴訟において本件各マンションが財産分与の対象であると主張していた。離婚確定後、Yは財産分与を求める調停（以下「財産分与調停」という）を申し立て、同調停は本件口頭弁論終結時において係属中であった。

Xは、控訴審において離婚を認容する判決が言

い渡された後の令和3年12月に本件訴訟を提起し、b・cマンションにつき換価分割を、aマンションにつきYの単独取得を前提とする全面的価格賠償による分割（登記上の持分である5分の2ではなく実質的持分2分の1に相当する金銭の取得を希望）を求めるとともに、bマンションの賃料収益に係る不当利得の返還を請求した。Yは、夫婦共有財産の清算は財産分与手続において解決されるべきであるとして本件の訴えの利益の喪失及び権利濫用を主張するとともに、反訴としてbマンションの住宅ローン返済額等に係る不当利得の返還を請求した。

本判決は、Xのa・bマンションに対する共有物分割請求を権利濫用として棄却し（なお、分割方法については判断するまでもないとされた）、cマンションについては口頭弁論終結時までXとYが第三者に売却していたため訴えの利益が失われたとして却下した。bマンションの賃料収益に係るXの不当利得返還請求については一部認容し、Yの反訴請求については一部認容、一部棄却した。

判決の要旨

本稿では、本判決の複数の争点のうち、共有物分割請求と財産分与の競合に係る判示部分を中心に検討する。

1 訴えの利益

「夫婦の共有名義の不動産について共有物分割

請求訴訟を提起することが許されないと解すべき法律上の根拠はないし、同訴訟の提起後に財産分与を求める調停事件の申立てがされたとしても、それだけで共有物分割と同一の効果が生じるとはいえないから、それだけで上記訴訟に関する訴えの利益が失われるということとはできない。」

2 共有物分割請求の権利濫用の当否

(1) 客観的事実

「aマンシヨンの取得に当たってのYの特有財産の支出を考慮すると、aマンシヨンの住宅ローンについてのXの内部的な負担部分をゼロにすることで、Yが代償金を支払わずにこれを単独取得することとなる可能性があるが、これを共有物分割手続で処理する場合にはYが代償金を支払わずに単独取得する余地はないから、aマンシヨンの帰すうを決するために共有物分割手続を選択することは、Yが代償金を支払わずにaマンシヨンを単独取得する可能性を奪うとともに、代償金の額がYの資力を上回る場合にはaマンシヨンに居住するYの自宅を奪うこととなり、Yにとって酷な結果となる。」

(2) 主観的事実

「Xが、(…)離婚等請求訴訟において離婚請求を認容する判決が言い渡され、離婚に伴う財産分与手続を進められる余地が生じた後に、本訴請求に係る訴えを提起していること、上記の離婚等請求訴訟においては、aマンシヨン及びbマンシヨンが財産分与の対象財産となり得る旨の主張をしていたにもかかわらず、本訴訟においては、一転して、財産分与の対象財産にならない旨の主張をしていること、婚姻費用の支払も任意に履行せず、(…)aマンシヨンが財産分与の対象財産にならない旨の主張をしながら、Xが5分の2の持分しか有しない同マンシヨンについて、持分の価格ではなく実質的持分2分の1相当の金銭の取得を希望するなどという一貫しない主張をしていることを考慮すると、共有物分割手続においてaマンシヨン及びbマンシヨンの帰すうのみを先に決することを求めるXの意図は、Yの特有財産の支出等の無形の寄与が考慮された財産分与がされる前に共有物分割手続において持分の価格を取得し、夫婦共有財産の実質的な清算を拒むことで、Yに経済的な不利益を負わせる点にあったと推測

される。」

(3) 結論

「(…)財産分与手続によらずに、本訴訟の共有物分割手続によってaマンシヨン及びbマンシヨンの帰すうが決められることによりXの受ける利益とYの被る不利益等の客観的事実のほか、本訴訟の共有物分割手続においてaマンシヨン及びbマンシヨンの帰すうを決することを求めるXの意図とこれを拒むYの意図等の主観的事実を総合考慮すれば、Xがあえてaマンシヨン及びbマンシヨンの共有物分割を請求することは、権利の濫用に該当するといふべきである。」

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、離婚訴訟の係属中に提起された共有物分割請求について、訴えの利益は肯定しつつも権利濫用を認定して請求を棄却したものである。口頭弁論終結時までに離婚が確定し、財産分与調停が係属中であった事案において、管見の限り、離婚確定後の共有物分割請求に権利濫用を認定した初めての裁判例である。

確かに、離婚に伴う財産分与（民法768条）の手続中に夫婦共有名義の不動産について共有物分割請求（民法256条）を禁止する規定は存在しない。しかし、当該共有不動産が財産分与の対象ともなり得る場合、共有物分割手続と財産分与手続のいずれによるべきかが問題となる。

夫婦間の共有物分割と財産分与の関係を正面から判示した最高裁判例は見当たらない。下級審においては、財産分与手続であれば居住中の相手方が不動産を単独取得する可能性があるが共有物分割手続ではその選択の余地がないことを指摘した判決¹⁾、財産分与によれば婚姻費用・離婚後の扶養も含めた総合的解決が可能であることを言及した判決²⁾、財産分与が解決するまでは権利濫用であるとして時間的限定を付した判決³⁾、財産分与では夫婦の貢献度等を考慮できるが共有物分割ではそれができないことを指摘した判決⁴⁾など、共有物分割請求の権利濫用を肯定した裁判例が蓄積されてきた⁵⁾。もっとも、これらの肯定例はいずれも口頭弁論終結時においてなお婚姻継続中の事案であり⁶⁾、両手続の構造的差異は権利濫用を

基礎づける複数の考慮要素の一つとして言及されるにとどまっていた⁷⁾。

本判決は、離婚が既に確定して民法 752 条を援用できない事案において、特有財産の出捐等の考慮の可否という両手続の構造的差異を権利濫用認定の核心的根拠としたものであり、先行裁判例の論理を新たな局面に展開したものと位置付けることができる。なお、離婚訴訟において共有不動産を財産分与の対象と主張していた当事者が、共有物分割請求においてはこれを翻し、相手方の特有財産の出捐等の寄与を度外視しつつも、自らは登記上の持分を超える実質的持分に相当する金銭の取得を求めることは、財産分与手続において考慮されるべき要素を自己に有利な限りで援用する矛盾した態度にほかならず、両手続の構造的差異を改めて浮き彫りにするものといえよう。

二 共有物分割請求と財産分与の競合問題

共有物分割請求と財産分与の競合問題が発生する原因は、民法における共有制度の仕組みに起因すると思われる。民法は、共同相続財産（898 条 1 項：「共有に属する」）、組合財産（668 条：「総組合員の共有に属する」）、夫婦共同財産（762 条 2 項：夫婦のいずれに属するか明らかでない財産はその「共有に属するものと推定する」）のいずれについても、「共有」という単一の概念を用いて規律している。しかし、各類型に固有の清算手続と 258 条の共有物分割の競合態様は一様でない。共同相続財産については 258 条の 2 が客観的基準に基づく明文の規律を設け、組合財産については 676 条 3 項が清算前の分割を禁止している。これに対し、夫婦共有財産については、かかる明文の規律を欠き、共有物分割請求権と財産分与請求権が競合する局面での調整は、もっぱら権利濫用法理による個別的判断に委ねられているといえよう。

256 条以下の共有物分割においては、各共有者の持分割合に基づいて分割がなされる。持分割合の認定に当たっては取得資金の出捐割合等の客観的事情が考慮されるが、家事・育児等の無形の寄与やいわゆる 2 分の 1 ルールは、原則として考慮の対象とならない⁸⁾。価格賠償による一方の取得には相当額の代償金の支払が必要であり、資力に乏しい配偶者にとってはそれが困難な場合が多い。

これに対して、768 条による離婚時の財産分与においては、登記上の持分割合に拘束されず、特有財産の出捐や無形の寄与等についても考慮した上で、いわゆる 2 分の 1 ルールに基づき実質的持分を認定することができる。その結果、特有財産の出捐や住宅ローンの単独弁済等の具体的事情が認められる場合には、相手方が代償金を支払うことなく単独取得し得る可能性も生じる。加えて、財産分与は清算的要素のみならず離婚後の扶養的要素をも包含するものであり⁹⁾、相手方の居住の確保といった事情も考慮した上で分与の額及び方法を定めることが可能である。このように、両手続は、共有関係を前提としつつも、分割基準及び考慮要素において構造的に異なるものである。

また、改正前の 768 条 3 項は財産分与の判断基準として「一切の事情を考慮して」と規定するにとどまり、寄与の程度の考慮や 2 分の 1 ルールは判例・実務により形成されたものであった¹⁰⁾。改正後の 768 条 3 項（令和 6 年法律第 33 号、令和 8 年 4 月 1 日施行）は、これらを明文化するとともに、財産分与の請求期間を 5 年に伸長した（改正 768 条 2 項ただし書）。本判決の口頭弁論終結日（令和 6 年 6 月 24 日）には未施行であったが、本判決が構造的差異として指摘した考慮要素は同改正の内容と軌を一にする。また、請求期間の伸長により、改正法施行後は財産分与による解決可能性が時間的に拡大されるため、今後の同種事案において共有物分割請求が権利濫用と評価される場面は増加し得よう。

三 夫婦間の共有物分割における権利濫用の判断基準と残された課題

本判決が訴えの利益を肯定しつつ権利濫用で請求を棄却した構成は、256 条に基づく分割請求権の存在（入口）と、その行使の具体的場面における適正性（出口）とを区別するものである。夫婦共有財産であっても 256 条 1 項による分割請求権自体は否定されない以上、入口において遮断するのではなく、出口において権利濫用法理により調整する構造が採られている。これによれば、財産分与による解決可能性が閉ざされた段階では共有物分割が許容される一方、その可能性が開かれている段階では、物件の性質や請求者の態度等の事情と相まって共有物分割請求が権利濫用により

阻止され得ることとなる。

先行裁判例と本判決を総合すると、夫婦間の共有物分割請求における権利濫用の判断は、以下の3つの軸によって決せられるものと整理することができる。

第1に、財産分与による解決可能性である。財産分与の調停・訴訟が係属中であるなど財産分与による解決が可能な場合には肯定方向に、財産分与による解決可能性が閉ざされている場合には否定方向に作用する。

第2に、物件の性質が考慮される。居住用不動産の場合には相手方の居住喪失という重大な不利益が認められるため肯定方向に、投資用・収益物件の場合には否定方向に作用する。

第3に、請求者の態度も考慮される。婚姻費用の不履行、離婚訴訟における主張の翻転、相手方への経済的不利益を企図する意図等が認められる場合には肯定方向に、住宅ローンの負担解消等の正当な目的があり一貫した態度である場合には否定方向に作用する。

本件はこの3軸がいずれも肯定方向に収斂した事案であった。もっとも、権利濫用法理という一般条項に依拠する限り、判断基準の予測可能性には自ずと限界が伴う。加えて、財産分与による解決可能性が閉ざされた事案においては、共有物分割手続の枠内で財産分与的な考慮を行うことにより実質的公平を図った裁判例もみられるところであり¹¹⁾、権利濫用法理による調整と両手続の機能的な境界は必ずしも明確ではない。

夫婦共有財産における256条と768条の競合については、258条の2（令和3年法律第24号により新設）が共同相続財産につき相続開始から10年の経過を基準とする明文の調整規律を設けたことを参考に¹²⁾、財産分与の請求期間との連動を含めた立法的手当の可能性について、引き続き議論が求められよう。

●—注

- 1) 大阪高判平17・6・9判時1938号80頁。
- 2) 東京地判平29・12・6判タ1464号208頁。同判決の研究として、青竹美佳「離婚等請求訴訟の係属中に夫婦共有の不動産についてされた共有物分割請求と権利の濫用」現代民事判例研究会編『民事判例20号—2019年後期』（日本評論社、2020年）78～81頁。
- 3) 東京地判平30・10・30LEX/DB25557532。

- 4) 東京地判令5・12・7LEX/DB25611754。
- 5) 一方で、離婚及び財産分与がいずれも確定判決により完了し共有物分割手続で解決するほかない事案（東京地判令5・9・21LEX/DB25611336）、財産分与の請求期間の経過により財産分与による解決が不可能となった事案（東京地判平26・10・6LEX/DB25522223）、請求の相手方が財産分与・婚姻費用分担・慰謝料のいずれも申し立てていない事案（東京地判平29・10・31LEX/DB25539321）において、共有物分割請求の権利濫用を否定した裁判例もある。また、財産分与の調停・訴訟が係属中であっても、収益物件につき共有物分割が先行しても財産分与において考慮可能であるとして権利濫用を否定した裁判例（東京地判令5・9・8LEX/DB25610813）もある。
- 6) ただし、共有物分割請求の事案ではなく所有権に基づく建物明渡請求の事案ではあるが、離婚確定後に元夫が元妻に対して居住建物の明渡しを求めた事案において、「婚姻期間中に形成された財産関係の清算は財産分与手続によるのが原則」であるとした上で、財産分与手続外で建物の帰趨を決することは元妻の潜在的持分を不当に害するとして権利濫用を認定した裁判例がある（札幌地判平30・7・26判時2423号106頁）。
- 7) なお、民法752条（夫婦間の同居・協力・扶助義務）を直接の根拠として権利濫用を認定した裁判例（東京地判平26・4・10LEX/DB25519369、東京地判令6・7・18LEX/DB25614993）もみられる。
- 8) もっとも、財産分与の請求期間が経過した元夫婦間の共有物分割において、家事・育児の分担を根拠として婚姻中に形成された預貯金の2分の1を被告の出捐と評価し、登記上の持分（100分の13）と異なる実体的持分（100分の21）を認定した裁判例がある（東京地判平26・10・6LEX/DB25522223）。同判決は、財産分与による解決可能性が閉ざされた事案において、共有物分割手続の枠内で実質的公平を図ったものと理解し得るが、本判決が指摘する両手続の構造的差異との関係については更なる検討を要する。
- 9) 最二小判昭46・7・23民集25巻5号805頁。
- 10) 法制審議会家族法制部会資料10・13頁以下参照。
- 11) 前掲注8）参照。
- 12) 法制審議会家族法制部会においても、共有物分割請求権と財産分与請求権が競合する場合の規律の在り方が検討課題として取り上げられ（部会資料10・20頁）、居住配偶者の利益保護のための手当ての必要性も指摘されたが、現行法においても権利濫用等の一般条項による対応が可能であること、また同様の問題は親子間や他の親族間でも生じ得るため財産分与の場合に限定した規律を設けることには慎重な検討を要すること等を理由に、規律の整備は見送られた（部会資料14・26～27頁参照）。